

山口県報

令和3年
12月9日
(木曜日)

目 次

○告示

家畜伝染病予防法第三十条の規定による消毒方法の実施（畜産振興課）

山口県告示第三百六十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和三年十二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 目的

高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

二 区域

山口県全域

三 期日

令和三年十二月十日から同月二十八日まで

四 実施の方法

飼養羽数が百羽以上の家きん飼養農場その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養農場の家きん舎周囲及び外縁部に消石灰等を散布する。

令和三年十二月九日
発行

発行人

山口県知事